

○よくある質問

【調停係属時の相談】

Q：調停期日の通知がきたときは、出席しなければなりませんか。

A：はい。申請人、被申請人ともに出席をお願いします。

調停期日に出席して、自分の考えを述べるようにしてください。

なお、場合によって調停委員会は調停期日への出頭を要求することがあります。正当な理由もなくこれに応じなかった当事者は1万円以下の過料に処せられます。

ただし、次のような例外があります。

- ・申請人、被申請人が複数いる場合、代表者を選出することができます。代表者を選出した場合は、代表者以外の申請人は期日に出席できません。
- ・代理人を選任したときは、申請人、被申請人は代理人とともに出席することもできますし、代理人のみが出席することもできます。（弁護士でない方を代理人に選任した場合は、調停委員会の承認が必要です。）

Q：公害調停の被申請人が調停期日に出席しなかった場合は、申請人の主張が認められたことになるのですか。

A：いいえ。調停は裁判とは違いますので、そのようなことにはなりません。

調停委員会は被申請人の出席を求め合意点を探る努力をしますが、被申請人が調停に応じようとしない場合は、調停が成立する見込みが全くないと判断して調停を打ち切ることもあります。